

東日本大震災からの復興の状況に関する報告(案)(概要)

資料1

平成30年11月 日
閣 議 決 定

- 本報告は、東日本大震災復興基本法に基づき、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するものである。
※今回は、平成29年10月～平成30年9月を中心に取りまとめ。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月閣議決定)のフォローアップを兼ねる。

I 復興の現状

- 地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了、産業・生業の再生も着実に進展。復興は「総仕上げ」のステージに進んでいる。
- 福島の原子力災害被災地域においては、平成29年4月までに、帰還困難区域を除き、ほとんどの地域の避難指示が解除。福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。
- 一方で、復興の進展に伴い、地域や個人のニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。

1 避難者の状況

- 避難者数は約5万6千人に減少。仮設住宅等への入居者数も減少し、恒久住宅への移転が進んでいる。

※避難者数

約47万人(発災3日目) → 約5万6千人(平成30年10月)

※仮設住宅等への入居状況

22,173戸(平成29年9月) → 9,204戸(平成30年9月)

2 地域づくり

- 公共インフラの復旧・復興、高台移転や災害公営住宅などの住まいの再建は着実に進展している。

※高台移転と災害公営住宅は、94%が完成(平成30年6月末時点)

3 産業・雇用

- 被災3県の企業活動は、おおむね震災前の水準に回復している。
- グループ補助金交付先企業の4割以上が、震災前の売上水準以上に回復。業種別では、建設業では約7割が回復している一方、水産・食品加工業では約3割にとどまる。
- 被災3県の有効求人倍率は1倍以上。雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では震災前の水準まで回復していない地域もある。

4 原子力災害からの復興

- 大熊町・双葉町を除いた9市町村において、避難指示が解除され、住民の帰還実現に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生を進めている。
- 平成30年3月までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで面的除染が完了した。

Ⅱ 復興の取組

○ 政府は、平成28年度から平成32年度までを「復興・創生期間」と位置付け、以下の取組を進めている。

1 被災地共通の主要課題への対応

○被災者支援

被災者の心身のケア、コミュニティ形成の支援、生きがいづくりのための「心の復興」、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援、県外避難者への支援等に取り組んでいる。

○住まいとまちの復興

医療・介護の提供、学校の再建、新たなまちでの交通網の形成等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

○産業・生業の再生

仮設店舗から本設店舗への移行、商店街の再建への支援等を通じたまちのにぎわいの再生や、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた取組等を支援している。また、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期限を平成32年度末までに延長した。観光については、インバウンドを呼び込むための地域の取組の支援や地域の魅力の情報発信等を通じて、交流人口の拡大を推進している。

○「新しい東北」の創造に向けて

「新しい東北」の創造に向け、官民連携を推進し、被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開、情報発信の強化等を進めている。

2 原子力災害からの復興・再生

○廃炉・汚染水対策について、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、安全かつ着実に進めていく。中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、除去土壌等の輸送を進めている。

○避難指示が解除された地域において、住民の帰還実現に向け、人材確保を含めた産業・生業の再生や医療・介護・福祉施設の整備等生活環境の整備に取り組む。

○帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、特定復興再生拠点区域について、平成30年5月までに、6町村の計画を認定し、除染、インフラ整備等を進めている。

○福島イノベーション・コースト構想については、平成30年4月に、福島県が策定した重点推進計画を認定したほか、平成30年7月に、南相馬市で「福島ロボットテストフィールド」が一部開所するとともに、浪江町では、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設が開始した。

○「福島相双復興官民合同チーム」による個別訪問等により、事業者の事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築、営農再開を進めていく。

○「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に沿って、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の観点から、メディアミックスによる効果的な情報発信を行うとともに、学校での放射線副読本の活用の促進等に取り組んでいる。

3 復興の姿と震災の記憶・教訓

○「復興五輪」と位置付けられた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やラグビーワールドカップ2019の開催を通じて、復興の姿を世界へ発信するため、被災地と連携し、被災地での競技開催、被災地産の食材の提供、聖火リレーの実施等に向けた取組を進める。

○復興の進捗状況についての情報発信や、国営追悼・祈念施設の整備、復興全般にわたる取組の集約・総括、防災教育の更なる充実に向けた取組、国際会議での教訓・知見の共有を進めていく。